

改正後			<p>（変更の登記）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。</p> <p>別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）</p>
（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	<p>（変更の登記）</p> <p>第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。</p> <p>別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）</p>
（略）	（略）	（略）	

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）